

在沖米空軍兵による少女へのわいせつ目的誘拐及び不同意性交等罪事件に関する意見書

昨年12月、本島中部で16歳未満の少女を車で誘拐し自宅に連れ去り、同意なく性的暴行を加えたとして、那覇地検が嘉手納基地所属の米空軍兵長をわいせつ目的誘拐及び不同意性交等罪で起訴したことが明らかとなり、市民・県民に不安や憤りの声が上がっている。

さらに、少女の性的暴行という重大事件にも関わらず3月27日の起訴から約3か月もの間、外務省や県警等から県に対し情報提供がなく公表していなかったことも明らかになっている。

本土復帰後、令和4年（2022年）までの50年間で米軍人・軍属及びその家族による刑法犯罪の摘発は6,163件で、そのうち殺人や強制性交などの凶悪犯は584件となっており、凶悪事件は後を絶たない状況である。

本市議会は令和4年にも米海兵隊員による強制性交等致傷事件に関し意見書・抗議決議を全会一致で可決し、米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底や抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を講じることなどを強く求めてきたが、繰り返される米兵等による蛮行は、女性の尊厳を踏みにじり市民・県民の生存権を脅かすものであり、綱紀粛正が何ら果たされていないことは、激しい怒りを禁じえない。さらに、事件発生後、関係機関等への迅速な情報伝達や市民・県民への公表が遅れたことに対しても疑問を呈さざるを得ない。

よって、本市議会は市民・県民の人権や生命、財産を守る立場から、今回の米空軍兵長によるわいせつ目的誘拐及び不同意性交等罪事件に対し、厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く求める。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアを行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底と、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を講ずること。
- 3 容疑者の身柄の即時引き渡し、日米地位協定の抜本的改正を図ること。
- 4 過重な米軍基地負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・縮小を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）6月27日

那覇市議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長